

別表

第1 公募対象事業名	第2 事業内容	第3 応募団体の要件	第4 補助対象経費の範囲	第5 補助金額	第6 補助率
農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業のうち加工食品クラスター輸出緊急対策事業		本事業に応募することができる団体は、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、事業協同組合、協同組合連合会、独立行政法人又は法人格を有しない団体のうち、農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）が特に必要と認める団体のいずれかであって、次の全ての要件を満たすものとする。		上限額は、事業内容の1と2の合計で401,025千円以内	
1. 加工食品クラスターの組成、育成、輸出事業計画の策定支援等	1 加工食品クラスターの組成、育成、輸出事業計画の策定支援等 2 の事業を実施する民間団体の公募選考会の開催、採択、補助金の交付・支払い並びに2の事業の進捗管理及び遂行サポート、輸出事業計画の策定支援、優良事例等輸出に関する情報提供等を行う。	1 本事業を行う意思及び具体的計画並びに本事業を的確に実施できる能力を有する団体であること。	本事業を実施するための人件費、謝金、賃金、旅費、保険費、需用費、役務費、賃借料、広報に係る経費（システム開発費、広告費、ポスター、パンフレット、映像等）、委託費、データベースライセンス費等	上限額は、30,000千円以内	定額
2. 加工食品のPR、テストマーケティングや輸出先国の現地ニーズに対応するために必要な機械の導入等	2 加工食品のPR、テストマーケティングや輸出先国の現地ニーズに対応するために必要な機械の導入等 補助事業者は、採択された民間団体に対して（1）及び（2）の事業について、その要する経費を補助するものとする。	2 本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する団体であって、定款、役員名簿、団体の事業計画書・報告書、収支決算書等（これらの定めのない団体にあつては、これに準ずるもの）を備えているものであること。	本事業を実施するための人件費、謝金、賃金、旅費（講師・専門家・関係者等の招へい・派遣を含む）、講師・専門家・関係者等の招へい者・派遣者の国内外における活動費、輸出入材に係る費用、PRスタッフの研修・活動費、保険費、需用費、役務費、賃借料、規制・ニーズ等の調査費、包材・食品成分分析費、包装・包材デザイン費、食品・包装・包材試作費（原材料費、調査費を含む）、評価費、広報に係る経費（システム開発費、広告費、ポスター、パンフレット、映像等）、会場装飾費・使用料、委託費、輸出手続に係る経費、機器導入経費・改良代		定額 （1団体あたりの国庫補助金額については、1,000万円を上限とする。
（1）加工食品のPR等需要拡大、テストマーケティング、輸出入材の育成等	（1）加工食品のPR等需要拡大、テストマーケティング、輸出入材の育成等 加工食品の輸出拡大に向けて、複数の食品製造事業者等が連携して販路開拓を行い、輸出の商流を構築するためのプロモーションやテストマーケティング、輸出入材の育成に係る費用等を支援する。	3 本事業により得られた成果について、その利用を制限せず、公益の利用に供することを認めること。	食品成分分析費、包装・包材デザイン費、食品・包装・包材試作費（原材料費、調査費を含む）、評価費、広報に係る経費（システム開発費、広告費、ポスター、パンフレット、映像等）、会場装飾費・使用料、委託費、輸出手続に係る経費、機器導入経費・改良代		
（2）輸出先国の現地ニーズに対応するために必要な機械の導入等	（2）輸出先国の現地ニーズに対応するために必要な機械の導入等 輸出先国・地域のバイヤー等が求める条件等、現地のニーズに対応した商品の開発・製造のために必要な機械の導入に係る費用等を支援する。	4 日本国内に所在し、補助事業全体及び交付された補助金の適正な執行に関し、責任を負うことができる団体であること。 5 法人等（個人、法人及び団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団	・システム等（購入・設置に係る経費、エンジニア経費等）、商標の登録等に係る費用、試験販売等に係る経費（調査費、商品の改良費、プロモーション費、研修費、商品代、出展料、輸送費等）、データベースライセンス費等		

第 1 公募対象事業名	第 2 事業内容	第 3 応募団体の要件	第 4 補助対象経費の範囲	第 5 補助金額	第 6 補助率
		員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。			